

第 5 次岩倉市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、2011 年度（平成 23 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）を計画期間とした第 4 次岩倉市総合計画を策定し、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現をめざし「多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす」を基本理念に掲げ、各種施策や事業を推進してきた。また、第 4 次岩倉市総合計画の策定を機に総合計画の進行管理ツールとして行政評価を導入したこともあり、第 4 次総合計画に基づく各種施策を着実に推進し、総合計画は、市の最上位計画としての位置づけと、持続的な行政経営・地域経営を進めていくための指針としての機能を果たしてきた。

一方、平成 23 年の地方自治法の改正により、基本構想策定の義務付けがなくなったが、本市では、自治の基本原則を示した「自治基本条例」を平成 24 年に制定し、計画的な市政運営を行うために総合計画策定を義務付けた。

こうしたことから、今後も総合的かつ計画的な市政運営を行うための本市のまちづくりの指針として、第 5 次岩倉市総合計画を策定する。

2 計画の構成と期間

(1) 基本構想

- めざすべき将来の都市像
- 10 年間のまちづくりの基本理念
- 基本目標、施策の大綱など
- 計画期間：2021 年度（平成 33 年度）～2030 年度（平成 42 年度）

(2) 基本計画

- 基本計画総論：将来人口／土地利用方針／重点プロジェクトで構成
- 基本計画各論：基本施策ごとに、「現況と課題」、「施策がめざす将来の姿」、「現状と目標値（基本成果指標）」、「施策の体系」、「施策の内容と単位施策の目標数値」、「主要事業」、「関連する計画・条例」で構成
- 計画期間：2021 年度（平成 33 年度）～2030 年度（平成 42 年度）

(3) 実施計画

実施計画は、総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示すものです。P D C A（計画<PLAN>－実行<DO>－評価<CHECK>－改善<ACTION>）のプロセスを踏まえ、実施年度、事業量、財源などを明らかにし、毎年度の予算編成の指針とする。

- 計画期間：計画期間は 3 年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う

3 策定の基本姿勢

(1) 市民参加と協働による計画づくり

自治基本条例の理念、市民参加条例の規定に基づき、市民意向調査、市民討議会、市民まちづくり会議、関係団体ヒアリング、地区懇談会、パブリックコメントなど多様な市民参加の機会を確保するとともに、市民との協働による具体的なプロジェクトの提案・実施など更なる協働の推進につながる計画づくりを行う。

(2) 職員参加を重視した人材育成につながる計画づくり

各階層の職員が当事者意識を持って総合計画策定に取り組むことで、これからの時代の行政に求められる役割や責務を見つめ直すとともに、市民との信頼関係を築く機会とする。このため、職員向けのセミナーなどを通じて職員に必要とされる能力やスキルの向上を図りつつ、策定委員会、プロジェクトや市民まちづくり会議への参加など多様な職員参加機会を設けることで、市民から信頼される職員の育成につながる計画づくりを行う。

(3) 持続可能なまちづくりに資する計画づくり

長期的な将来人口の推計と人口分析等を通じ、これから一層本格化する人口減少時代・超高齢社会を直視し、それらが本市に与える様々な影響を認識した上で、他の個別計画との整合を図りながら、本市が持続的に活力を保ち続け安全・安心に暮らし続けられるよう、強みを活かした人口減少の緩和・抑制を目指した戦略的な計画づくりを行う。

(4) すべての人にわかりやすい計画づくり

市民とともに作り、シンプルで誰にでもわかりやすい表現により、本市がめざすまちの姿、具体的な施策を示すとともに、的確でわかりやすい目標指標の設定に努め、行政だけでなく市民にとっても身近でわかりやすい計画づくりを行う。

4 計画の策定期間

第5次岩倉市総合計画の策定は、2020（平成32）年12月議会における議決を目指して、2018（平成30）年度～2020（平成32）年度の3か年をかけて進める。

5 計画の策定体制

(1) 岩倉市総合計画審議会

●役割：総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に関する審議を行う。

●構成：岩倉市総合計画審議会条例のとおり

※第5次総合計画の策定においては、審議会を2019、2020年度の2か年開催する

(2) 市民参加機会

- ①市民意向調査
- ②市民討議会
- ③関係団体ヒアリング
- ④（仮称）若者世代の街なか魅力アッププロジェクト
- ⑤市民まちづくり会議
- ⑥地区懇談会（小学校区単位）
- ⑦パブリックコメント

(3) 庁内策定体制（職員参加体制）

- ①岩倉市総合計画策定会議
 - 構成：三役、部長級
- ②岩倉市総合計画策定委員会調整会議
 - 構成：策定委員会の正・副委員長及び正・副部会長
- ③岩倉市総合計画策定委員会部会
 - 構成：職員のうちから市長が任命する 50 人以内の委員で組織する。
委員長は総務部長、副委員長は秘書企画課長及び行政課長とし、委員会に次の部会を置く
 - 第1部会 都市基盤・産業関係
 - 第2部会 生活環境関係
 - 第3部会 教育・市民生活関係
 - 第4部会 行政経営関係
- ④若手職員プロジェクトチーム
 - 役割：「（仮称）若者世代の街なか魅力アッププロジェクト」に参加し、市民とともに街なかの魅力アップについて考え、社会実験的な実践も協働により行う。これにより、若手職員と市民との信頼関係を構築するとともに、積極的に地域に飛び出す職員の育成につなげる。
 - 構成：公募による若手を中心とした各課の職員 10 名程度
- ⑤事務局（総務部秘書企画課）
 - 役割：第5次岩倉市総合計画策定に係る運営、総合調整、進行管理などを行う。

6 計画の主要項目等

将来人口や土地利用方針等の主要項目等については、平成 27 年度に策定した「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョンを踏まえて検討するとともに、土地利用方針については、総合計画の策定と並行して、都市計画マスタープランの策定を進めることで、既存の諸計画との整合を図るものとする。